

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】

保留地融資の特徴について

この住宅ローンは、土地区画整理事業の換地計画で換地処分公告の日まで保留地にする予定の宅地（以下、「保留地」といい、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の仮換地を含みます。）及び当該保留地上に建設または購入する建物に対する融資をご利用いただくにあたり、次の1から4までの住宅ローンの特徴をお読みいただき、ご了承いただいた上で、ご利用くださいますようお願いいたします。

1. 換地処分公告前の資金実行においては、建物の上に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定し、換地処分公告後、速やかに土地に機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。
2. 保留地譲受権及びこれに付随する使用収益権、将来の所有権移転請求権その他保留地に関する一切の権利を保留地譲受人である申込者から債権者である機構に移転することにより、債権を担保するため、機構を権利者とする譲渡担保を設定していただきます。
3. 申込者が施行者から直接買い受ける場合のみ、保留地売買契約が解除された際の債権保全のため、申込者に代わって債権者である機構が売買代金の返還を債権額を限度に請求する権利を取得することができるよう、機構を権利者とする質権を設定していただきます。
4. 保留地に係る公租公課の支払義務は保留地を購入した申込者にあり、ご負担いただきます。

記入日

年	月	日
---	---	---

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト 御中

上記の住宅ローンの特徴について了承の上、この住宅ローンを利用します。

お申込人		実印	連帯債務者		実印
------	--	----	-------	--	----

（説明担当者使用欄）

下記欄は必ずご記入ください。

「特徴」の説明日	年 月 日	説明を行った代理店名 ・取次店名・提携業者名	
----------	-------------	---------------------------	--

説明者（個人名記入）	
------------	--

金融機関提出用 2022年2月

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】 保留地融資の特徴について

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト

この住宅ローンは、土地区画整理事業の換地計画で換地処分公告の日まで保留地にする予定の宅地（以下、「保留地」といい、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の仮換地を含みます。）及び当該保留地上に建設または購入する建物に対する融資をご利用いただくにあたり、次の1から4までの住宅ローンの特徴をお読みいただき、ご了承ください。また、ご利用くださいますようお願いいたします。

1. 換地処分公告前の資金実行においては、建物にのみ住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定し、換地処分公告後、速やかに土地に機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。
2. 保留地譲受権及びこれに付随する使用収益権、将来の所有権移転請求権その他保留地に関する一切の権利を保留地譲受人である申込者から債権者である機構に移転することにより、債権を担保するため、機構を権利者とする譲渡担保を設定していただきます。
3. 申込者が施行者から直接買い受ける場合のみ、保留地売買契約が解除された際の債権保全のため、申込者に代わって債権者である機構が売買代金の返還を債権額を限度に請求する権利を取得することができるよう、機構を権利者とする質権を設定していただきます。
4. 保留地に係る公租公課の支払義務は保留地を購入した申込者にあり、ご負担いただきます。